

農林水産物・食品輸出本部の取組状況について

農林水産物・食品輸出本部

農林水産物・食品輸出本部の取組の概要（2020年4月～）

「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）に基づき、2020年4月に設置された「農林水産物・食品輸出本部」の下、実行計画等に基づく輸出先国による規制への対応や、事業者の負担軽減など輸出の円滑化への対応を実施。

輸出先国による規制への対応

1 国内対応の主な実績

米国向け牛肉取扱認定施設を14施設から **1施設増加**
EU向け牛肉取扱認定施設を7施設から **4施設増加**
米国向け水産物取扱認定施設を467施設から **27施設増加**
EU向け水産物取扱認定施設を75施設から **13施設増加**
EU向け産地魚市場を1施設から **1施設増加**

2 相手国・地域との協議への対応の主な実績

放射性物質規制を **5か国で撤廃**
(モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦、イスラエル)
マカオ向け牛肉の30ヶ月齢制限の撤廃
タイ向けかんきつの検疫条件の緩和
米国向けなしの検疫条件の緩和
EU向けクロマツ盆栽の輸出解禁
豪州向けいちごの輸出解禁
ペルー向け水産食品の衛生証明書様式の合意及び証明書発行体制の構築

事業者のための輸出の円滑化への対応

1 証明書発行等の手続の法定化・一本化

これまで各省庁や都道府県等がそれぞれ通知に基づき行っていた手続を法定化し、国・品目別に定められていた約180の輸出証明書等の根拠通知を分かりやすく一本化し公表

2 一元的な輸出証明書発給システムの整備

輸出事業者がオンラインシステム上で輸出証明書の申請・発給をワンストップで行えるよう、一元的な証明書発給システムを整備。
2021年4月に、国税庁所管の証明書等を新たに対象に追加。
2021年4月から受取場所を拡大し、羽田空港での輸出証明書の受取が可能に。
これまでに発行した輸出証明書は約**13万枚**。

3 輸出についての一元的な相談窓口の設置

農林水産省に輸出に取り組む事業者からの相談を一元的に受け付ける窓口を設置。これまでに対応した相談は約**2千件**（本省）。

4 登録認定機関の登録

施設認定の迅速化を図るため、検査能力を有する民間検査機関として登録認定機関を登録。これまでに、**4機関を登録**。

実行計画（工程表）等に基づく規制への対応①

- ・ 輸出促進法第14条に基づき、輸出を効果的・効率的に拡大するため、農林水産物・食品輸出本部において、省庁横断的な輸出先国の政府機関等との協議の状況や、具体的な担当省庁等を明記した実行計画を作成、進捗管理を実施。
- ・ 2020年4月以降、国内対応、相手国・地域との協議への対応について、63項目が対応済み。

第2回輸出本部会合（2020年6月19日）から進捗があった主な項目

1 国内対応

■ EU向け牛肉取扱施設の認定

（（株）北海道畜産公社【北海道】）

株式会社北海道畜産公社十勝工場十勝総合食肉流通センター（第3工場）が、2020年10月に、EU向け牛肉取扱施設として認定された。

■ シンガポール向け牛肉取扱施設の認定

（（株）にし阿波ビーフ【徳島県】）

株式会社にし阿波ビーフが、2020年10月に、シンガポール向け牛肉取扱施設として認定された。

■ EU向け産地魚市場の認定

（塩竈市魚市場【宮城県】）

塩竈市魚市場が、2021年2月に、EU向け産地魚市場として認定された。

2 相手国・地域との協議への対応

■ EU向けクロマツ盆栽の輸出解禁

農林水産省は、EU当局と日本産クロマツ盆栽の輸出解禁について協議。EU当局と検疫条件について合意し、2020年10月より、条件を満たした日本産盆栽の輸出が可能となった。

■ 豪州向けいちごの輸出解禁

農林水産省は、豪州当局と日本産いちごの輸出解禁について協議。豪州当局と検疫条件について合意し、2020年8月より、条件を満たした日本産いちごの輸出が可能となった。

■ ペルー向け水産食品の衛生証明書様式の合意及び 証明書発行体制の構築

農林水産省は、ペルー当局と日本産サバ等の水産物に係る輸出条件について協議。ペルー当局と輸出条件及び衛生証明書様式に合意し、2021年2月より、輸出促進法に基づく登録認定機関による衛生証明書の発行が可能となった。

実行計画（工程表）等に基づく規制への対応②

- ・ 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、規制を設けた54の国・地域のうち、39の国・地域で撤廃、15の国・地域で継続。
- ・ 第2回輸出本部会合以降では、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦（UAE）、イスラエルの5か国が規制を撤廃。

規制措置の内容（国・地域数）		国・地域名
事故後の輸入規制を撤廃 (39)		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、 モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦（UAE）、イスラエル ※赤字は、第2回輸出本部会合以降に規制を撤廃した国
事故後の 輸入規制を 継続 (15)	一部都県等を対象に輸入 停止（6）	香港、中国、台湾、韓国、マカオ、米国
	一部又は全ての都道府県を 対象に検査証明書等を要求 (9)	EU及び英国、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、仏領ポリネシア、ロシア、シンガポール、インドネシア

注1) 2021年1月29日現在。規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

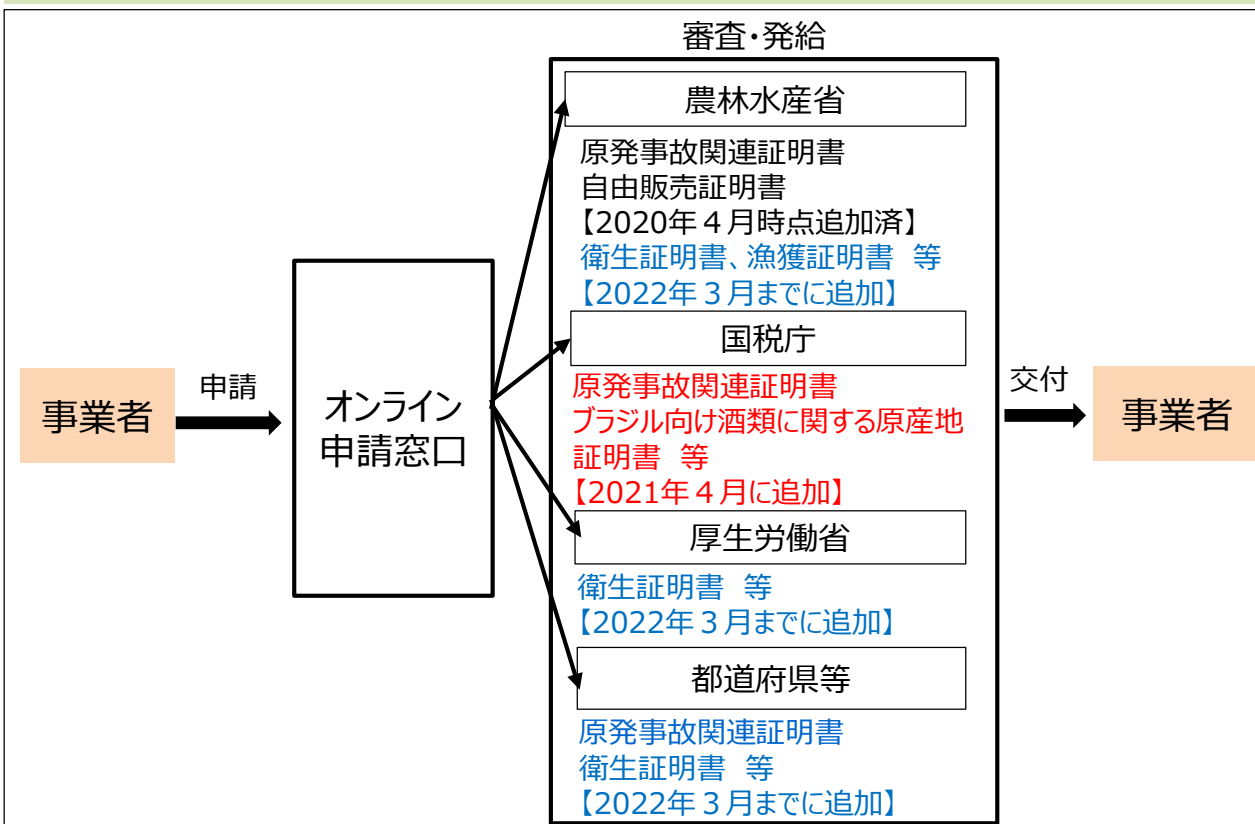
注2) EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしている。

注3) タイ政府及びUAE政府は、検疫等の理由により輸出不可能な野生動物肉を除き撤廃。

一元的な輸出証明書発給システムの整備・証明書受取場所の拡大

- ・ 輸出促進法第15条に基づく輸出証明書の申請・発給をワンストップで行えるオンラインシステムを整備。以下のスケジュールでシステムの対象を追加中。
 - 2020年4月 農林水産省所管の原発事故関連証明書に加え、自由販売証明書
 - 2021年4月 新たに国税庁所管の酒類に関する原発事故関連証明書、ブラジル向け酒類に関する原産地証明書 等
 - 2021年度中 残りの衛生証明書、漁獲証明書等、原則全ての輸出証明書
- ・ 2021年4月から羽田空港に証明書受取窓口を設置し、一部の輸出証明書について、受取場所を拡大。

輸出証明書発給システムの整備



輸出証明書受取場所の拡大

事業者が輸出する際、輸出証明書をスムーズに受け取ることができるよう交付場所を拡大する必要。



羽田空港での受取開始
【2021年4月～】

「羽田空港貨物合同庁舎」に証明書受取窓口を設置し、輸出貨物を積み込むタイミングで同時に証明書を受取可能に。

引き続き、地方自治体、商工会議所などに証明書受取場所を拡大できるように推進。

輸出についての一元的な相談窓口の設置・ホームページの改修

- 2020年4月から農林水産省に、輸出に取り組む事業者からの相談を一元的に受け付ける窓口を設置するとともに、関係省庁等と相談情報を共有できるデータベースを整備し、相談内容や回答を共有し相談対応を向上。
- 2021年4月に、蓄積された相談情報の中で汎用性の高い相談内容を基に作成したFAQを公表。
- 農林水産省の輸出促進政策のHPについて、事業者がより情報にアクセスしやすくなるように改修。

輸出についての一元的な相談窓口

一元的な輸出相談窓口の設置（2020年4月～）

農林水産省

- 事業者から様々な相談に対応
- 支援策などの付加情報も提供
- 更に詳細な情報が必要な場合には、最適な相談先（関係省庁、JETRO等）を紹介

- HP上での情報の整理
- 関係省庁等と相談情報を共有できるデータベース構築
【2020年10月】
- 汎用性の高い相談内容を基にFAQを作成し公表
【2021年4月】

財務省

厚生労働省

経済産業省

JETRO

関係省庁、JETRO等との情報・課題の共有

輸出促進対策HPの改修

事業者が輸出を進めていくに当たって必要な
手続、支援策、規制情報等に対するアクセシ
ビリティを向上させる必要。

- 農林水産省の輸出促進政策のHPについて、
- 注目情報の掲載、
- ページ再整理による視認性の向上、
- キーワードによる検索性の向上
など、事業者がより情報にアクセスしやすくなるように改修を実施。

注目情報



目的別に探す



改修後のHP

登録認定機関の登録

- ・ 民間機関の能力を活用して輸出促進法第17条に基づく施設認定を迅速に進めるため、登録認定機関制度を創設（同法第18条～第33条）。
- ・ 輸出促進法第20条に基づき、第2回輸出本部会合以降、新たに（株）シー・アイ・シー、（一財）日本食品分析センターを登録認定機関として登録。

登録認定機関	登録年月日	登録認定機関の業務	認定品目
一般社団法人 日本食品認定機構	2020年6月3日	施設認定及び定期確認業務（残留物質等検査を除く）	アメリカ合衆国及びペルーに輸出される水産物 欧州連合の構成国に輸出される水産物 （追加準備中）
一般財団法人 日本食品検査	2020年6月4日	施設認定及び定期確認業務（残留物質等検査を除く）	インドネシア、ウクライナ、オーストラリア、ナイジェリア、ブラジル及びロシアに輸出される水産物
株式会社 シー・アイ・シー	2021年1月15日	施設認定及び定期確認業務（残留物質等検査を除く）	タイに輸出される農産物
一般財団法人 日本食品分析センター	2021年2月4日	残留物質等検査業務	欧州連合の構成国、アメリカ合衆国、カナダ、香港、アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア、ニュージーランドに輸出される畜産物及び欧州連合の構成国に輸出される水産物

※ SOMPOリスクマネジメント株式会社及び一般財団法人東京顕微鏡院については、登録審査中。